

## 社会福祉法人日本保育協会大阪支部 会員規定（内規）

この規定は、社会福祉法人日本保育協会大阪支部規約第2章（会員）に基づき会員の必要な事項を定める。

- 1 社会福祉法人日本保育協会大阪支部の会員は、「施設会員」、「小規模会員」の2種類とする。
- 2 施設会員とは、原則として次に掲げるものをいう。
  - (1) 児童福祉法第39条に基づく保育所。
  - (2) 施設会員である保育所が、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項の規定に基づく幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）のいずれかに移行した場合又は新たにそれらの認定こども園を設置した場合の当該施設。
- 3 小規模会員とは、原則として次に掲げるものをいう。

施設会員である保育所又は認定こども園を運営する法人が、児童福祉法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業（「A型」及び「B型」に限る。以下、小規模保育事業）という。）を新たに実施した場合。又は、施設会員であった保育所が小規模保育事業に移行した場合。
- 4 施設会員になろうとするものは、支部の代表者を經由して、「社会福祉法人日本保育協会施設会員申込書」と「社会福祉法人日本保育協会大阪支部入会申込書」により申し込むものとする。
- 5 小規模会員になろうとするものは、支部の代表者を經由して、「社会福祉法人日本保育協会小規模会員申込書」と「社会福祉法人日本保育協会大阪支部入会申込書」により申し込むものとする。
- 6 会員は、別途定められた期日までに、次のとおり会費を納入するものとする。

入会金	初年度	2,000円
施設会員	年額	35,000円
小規模会員	年額	17,500円

（附則）

昭和54年6月15日 制定

（省略） 38,000円

平成17年6月3日 改正 45,000円

平成22年6月14日 改正 35,000円

令和8年4月1日 改正 35,000円 17,500円（小規模会員）